



新潟県



発行 新潟県

号外 2

平成30年10月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 46 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)
- 47 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(情報政策課)
- 48 新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)
- 49 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

規 則

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第46号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任)	(地域振興局長への委任)
第3条の3 (略)	第3条の3 (略)
2 (略)	2 (略)
3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(139) (略)	3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(139) (略)
<u>(139)の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定による敷地と道路との関係の認定をすること。</u>	
(140) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による敷地と道路との関係の許可をすること(知事が指定したものを除く。)	(140) 建築基準法第43条第1項ただし書の規定による敷地と道路との関係の許可をすること(知事が指定したものを除く。)
(141) (略)	(141) (略)
(142) 建築基準法第85条第5項の規定による <u>仮設興行場等</u> (博覧会建築物を除く。)の許可をすること。	(142) 建築基準法第85条第5項の規定による <u>仮設建築物</u> (博覧会建築物を除く。)の許可をすること。
(143)～(158) (略)	(143)～(158) (略)
(159) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第15条第1項の規定により、必要な措置をとることを命ずること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項又は第6項の <u>仮設興行場等</u> (以下この号において単に「 <u>仮設興行場等</u> 」という。)を除く。)又は <u>仮設興行場等</u> のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第169号までにおいて同じ。)	(159) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第15条第1項の規定により、必要な措置をとることを命ずること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項に掲げる <u>仮設建築物</u> を除く。)又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第169号までにおいて同じ。)
(160)～(169) (略)	(160)～(169) (略)
(170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項又は第6項の <u>仮設興行場等</u> (以下この号において単に「 <u>仮設興行場等</u> 」という。)を除く。)又は <u>仮設興行場等</u> のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号の19までにおいて同じ。)	(170) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条の規定による要安全確認計画記載建築物についての耐震診断結果の報告を受理すること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項に掲げる <u>仮設建築物</u> を除く。)又は同項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第177号の19までにおいて同じ。)

(171)～(184) (略)

(185) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第195号までにおいて同じ。)

(186)～(204) (略)

(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。)

(206)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等(以下この号において単に「仮設興行場等」という。)を除く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。)

(233)～(243) (略)

4～10 (略)

(171)～(184) (略)

(185) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。)又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第195号までにおいて同じ。)

(186)～(204) (略)

(205) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。)又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第212号までにおいて同じ。)

(206)～(231) (略)

(232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。)又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。)

(233)～(243) (略)

4～10 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第47号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第4条 条例別表第2の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。）第19条各号に掲げる事務に準ずる事務とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う<u>次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>保護の実施に関する事務</u></p> <p>(2) <u>保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p>(3) <u>職権による保護の開始又は変更に関する事務</u></p> <p>(4) <u>保護の停止又は廃止に関する事務</u></p> <p>(5) <u>就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p>(6) <u>保護に要する費用の返還に関する事務</u></p> <p>(7) <u>徴収金の徴収に関する事務</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第4条 条例別表第2の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う<u>次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) <u>保護の実施に関する事務</u></p> <p>(2) <u>保護の開始又は変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</u></p> <p>(3) <u>職権による保護の開始又は変更に関する事務</u></p> <p>(4) <u>保護の停止又は廃止に関する事務</u></p> <p>(5) <u>徴収金の徴収に関する事務</u></p>

<p>2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であつて省令第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ニからリまで、ルからワまで、ラ及びウに掲げる情報並びに同号ヌに掲げる情報に準ずる情報とする。</p> <p>(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、<u>同条第1号に規定する要保護者等に係る同号ネ及びナに掲げる情報とする。</u></p> <p>2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、<u>同条第1号に規定する要支援者等に係る同号ネ及びナに掲げる情報とする。</u></p> <p>3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であつて省令第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ネ及びナに掲げる情報とする。</p>	<p>2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「省令」という。)第19条第1号ニからルまで、ネ及びラに掲げる情報に準じる情報とする。</p> <p>(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第19条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、<u>省令第19条第1号ソ及びツに掲げる情報とする。</u></p> <p>2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、<u>省令第44条第1号ソ及びツに掲げる情報とする。</u></p> <p>3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人に係る省令第19条第1号ソ及びツに掲げる情報に準じる情報とする。</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第48号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則(昭和35年新潟県規則第82号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(地区建築主事の分掌事務)</p> <p>第3条 地域振興局に勤務する建築主事(以下「地区建築主事」という。)は、法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認(確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(法第85条第5項又は第6項の仮設興行場等(以下この項において単に「仮設興行場等」という。))を除く。)又は仮設興行場等のうち博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物の確認を除く。)に関する事務を行う。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(地区建築主事の分掌事務)</p> <p>第3条 地域振興局に勤務する建築主事(以下「地区建築主事」という。)は、法第6条第1項各号に掲げる建築物の確認(確認申請に係る建築物のうち、最高の高さが45メートルを超える建築物(法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。))又は同項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物の確認を除く。)に関する事務を行う。</p> <p>2～6 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第49号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） （1）～（463）（略） <u>（463）の2 建築物の敷地と道路との関係の建築 認定申請手数料</u> （464）～（487）（略） （488） <u>仮設興行場等建築許可申請手数料</u> （489）～（585）（略）	別表（第2条関係） （1）～（463）（略） （464）～（487）（略） （488） <u>仮設建築物建築許可申請手数料</u> （489）～（585）（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。